

第 33 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 3 年 4 月 26 日（月）10：00～10：25
- 2 開催場所：WEB 開催（一部三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム）
- 3 出席者：鈴木知事、廣田副知事、服部副知事、日沖危機管理統括監、野呂防災対策部長、安井戦略企画部長、高間総務部長、加太医療保健部長、中尾医療保健部理事、中山子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、安井廃棄物対策局長、山口地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長、横田南部地域活性化局長、更屋農林水産部部長、島上雇用経済部部長、小見山観光局長、水野県土整備部部長、真弓県土整備部理事、田中デジタル社会推進局長、森会計管理者兼出納局長、木平教育長、喜多企業庁長、長崎病院事業庁長、島田警察本部警備第二課長、高野四日市港管理組合経営企画部長、伊藤四日市市危機管理室長、事務局

4 議事内容：以下のとおり

（日沖危機管理統括監）

- ・これより第 33 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議を始める。
- ・今回の会議は、重症者の増加傾向や、直近一週間で感染者数が過去最多となる日が度々見られるなど、これまでになく厳しい感染状況の中、確実に県内全域で感染拡大を食い止めるため、三重県新型コロナウイルス緊急警戒宣言を抜本的に強化し、まん延防止等重点措置の内容を実質的に先取りし、県の総力をあげて「オール三重」で感染拡大防止に取り組むとともに、政府に対し、まん延防止等重点措置の適用を要請していくことを決定するため、開催する。

事項 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

（日沖危機管理統括監）

- ・事項 1、新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について感染症対策部から説明をお願いします。

（渡邊感染症対策課長）資料 1 に沿って説明

- ・スライド 2、県内の新規感染者数は、4 月 25 日時点で累計 3,526 人の発生となっている。3 月下旬以降、増加しており、直近では著しい伸びを示している。4 月 24 日には最多となる 76 人となった。

- ・スライド3、人口10万人当たりの患者数（直近1週間）は、過去最高の19.87人で、20人に迫る勢いとなっている。
- ・スライド4、医療圏別患者発生状況は、北勢地域の伸びが著しい状況である。
- ・スライド5、人口10万人以上の市について、新規感染者の発生状況を比較した。3月13日以降、1週間刻みでグラフに示している。3月以降、四日市市の新規感染者数が最も多く、増加率も高いことが示されている。
- ・スライド6、人口10万人以上の市の新規感染者数を人口10万人当たりの新規感染者数に換算した。スライド5と同様に、四日市市が最も多く、4月以降の増加率が高い傾向になっている。
- ・スライド7、年齢別の発生状況は、直近週では、年齢別の特定の世代に偏らず、幅広い世代で感染が拡大している状況。
- ・スライド8、年齢別の発生状況について、時点を追って整理した。新規感染者数は全世代で増加しているが、4月に入って10代から20代の増加率が高い傾向が示されている。
- ・スライド9、感染経路に関する状況は、感染経路不明の割合が直近4週では30%前後で推移している。
- ・スライド10、県外・県内由来の状況は、クラスターの影響等により、県外由来が少し減少傾向となっており、直近では14%程度で推移している。
- ・スライド11、感染経路の詳細は、家族と職場の割合が、クラスターの影響によって高い傾向になっている。
- ・スライド12、PCR検査数・陽性率は、直近週で、検査数が4,664件、陽性率が3.8%となっており、先週から横ばいである。
- ・スライド13、変異株陽性者の発生状況は、3月下旬以降、変異株の陽性者数が急増しており、4月12日から18日までの変異株陽性率は94%で、変異株への置き換わりの状況が示されている。
- ・スライド14、第4波と第3波における重症者の状況を比較した表で、新規感染者数全体に対する重症者数の割合が示されている。第3波が2.3%、第4波が2.8%で、第4波は第3波に比べて、重症化の割合が高い傾向が示されている。うち、60代以上で比較すると、第3波では60代以上の重症者の割合が6.5%であったのに対して、第4波では11.8%で、特に60代以上の方の重症化の割合が高い傾向が示されている。また、60代以上の発症から重症化までの日数は、第3波の8.3日に対して、第4波は8.1日で、短い傾向が示されている。なお、変異株の状況についても参考に記載しているが、新規感染者数に対する重症者数の割合、60代以上の新規感染者数に対する重症者数の割合、発症から重症化までの日数のいずれについても、重症化の割合が高く、発症までの日数が短いという傾向が示されている。

- ・スライド 15 及び 16、クラスターの発生状況は、4 月以降で 13 件のクラスターが発生している。内訳は、事業所 5 件、友人・家族関係 2 件、その他となっている。
- ・スライド 17、入院の状況は、病床占有率が 3 月下旬から上昇し、4 月 25 日時点で 54.8%となっている。うち、重症者用の病床占有率は 4 月上旬から急増し、4 月 25 日時点で 26.4%となっている。
- ・スライド 18、県モニタリング資料の状況は、確保病床占有率が、政府指標のステージⅣの指標を超えている。また、重症者用の確保病床占有率、直近 1 週間の人口 10 万人当たりの新規感染者数、直近 1 週と先週 1 週の比較が政府指標のステージⅢの指標を超えている状況である。

(日沖危機管理統括監)

- ・この説明について、質問等はあるか。
- (質疑なし)

事項 2 「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』」の改定について

(日沖危機管理統括監)

- ・事項 2、三重県新型コロナウイルス緊急警戒宣言の改定について、総合対策部から説明をお願いします。

(小西危機管理特命監) 資料 2 に沿って説明

- ・感染者数の増加や、重症者数の増加、これまでとは異なる局面を迎える中で、第 3 波の教訓を踏まえて、4 月 19 日に緊急警戒宣言を発出したところである。
- ・その後も、感染力が強く重症化しやすいと言われる変異株への置き換わりが急速に進んでおり、警戒感をさらに強める必要がある。また、新規感染者数についても、過去最多となる日が続いており、急激に感染者が増加している状況である。
- ・このため、医療機関においては負担が増大し、重症者用病床占有率も一時 30%を超え、高い水準が続いている。
- ・また、県外においても感染状況の悪化が続いており、こういった状況に鑑み、まん延防止等重点措置を先取りした措置を県独自で行うなど、できる限りのあらゆる対策を「オール三重」で講じ、何としても感染拡大を防止するため、三重県緊急警戒宣言を抜本的に強化する。
- ・変更点について、主な内容を説明する。
- ・「(1) 県民の皆様へ」について、新たな要請として、県内の移動は必要性・安全性を慎重に検討いただき、やむを得ず移動が必要な場合は、感染防止対策を

徹底していただきたい。また、混雑している場所、感染対策が徹底されていない飲食店の利用は避けていただくようお願いしている。

- ・「②感染防止対策の徹底」にかかる新たな要請として、路上や公園で大人数・長時間となる飲食は避けていただくこと、大人数・長時間となるバーベキューについても、感染防止対策が徹底できない場合は避けていただくこととしている。
- ・「(3) 事業者の皆様へ」について、在宅勤務の推進により、地域や業務の特性も踏まえ、可能な限り出勤者の5割削減に取り組んでいただくようお願いしたい。
- ・また、新たな要請として、県内の飲食店において営業時間を20時までとする要請を行う。要請への協力状況を確認するため、現地調査を行うので、ご協力をお願いしたい。これは特措法24条9項に基づく協力要請である。
- ・なお、営業時間の短縮要請に全面的に協力いただいた飲食店を対象に、協力金を支給する。
- ・カラオケ設備のある店舗について、感染防止対策が徹底できない場合は、カラオケの利用を控えていただきたい。
- ・商業施設についても、発熱している方や感染防止対策を行わない方の入場を避けていただくといった対策をお願いする。
- ・大規模な集客施設について、人流を減少させるため、営業時間の短縮など、可能な限りの対策を検討いただきたい。
- ・以上について、5月11日までを協力要請期間とする。なお、感染状況が早期に改善した場合は、期限を待たずに解除する。
- ・次に、県民の皆様、事業者の皆様への依頼にあわせて県が実施する対策について説明する。
- ・「(1) 医療提供体制」について、宿泊療養施設を4月中に145室まで増やすとともに、5月中に新たな施設を確保し、宿泊療養体制を強化する。
- ・4月下旬から5月上旬にかけて、さらなる病床の確保を行うとともに、関係団体と連携して、回復患者の受入れを行う後方支援病院の確保に取り組む。
- ・「(2) まん延防止」について、高齢者施設や医療機関等の従事者を対象とした社会的検査を新たに実施する。
- ・「(3) 事業者支援」について、ガイドラインの遵守状況等の現地確認を本日(4月26日)から実施する。
- ・「4. まん延防止等重点措置の要請」について、感染拡大を徹底して食い止めるため、4月25日に開催した「三重県まん延防止等重点措置対策検討会議」における有識者の意見も踏まえ、まん延防止等重点措置の適用を要請する方向で、岐阜県とも連携し、政府と協議を行う。

- ・対象とする区域については、感染者の増加が著しい四日市市をはじめ、感染状況や医療提供体制、生活圏を考慮し、政府と調整を進めていきたい。

(日沖危機管理統括監)

- ・この説明について、質問等はあるか。
(質疑なし)
- ・それでは、三重県新型コロナウイルス緊急警戒宣言について、本日改定して発出すること、及び、政府に対しまん延防止等重点措置の適用を要請する方向で協議を進めていくことを決定する。

(小西危機管理特命監) 資料3に沿って説明

- ・追加で資料の説明をしたい。資料3の三重県指針 Ver. 10 について、4月30日までとしていた本指針の適用期間については、国から示されるイベント基準の取扱いをふまえ期間を検討するとしていたが、国から5月11日までの取扱いとする通知が示されたため、適用期間を5月11日までとする。

(日沖危機管理統括監)

- ・改めて、この説明について、質問等はあるか。
(質疑なし)
- ・それでは、以上のとおり決定する。

事項3 各部からの報告事項

(日沖危機管理統括監)

- ・事項3、各部からの報告事項について、報告事項のある部局は願います。

(島上雇用経済部長)

- ・観光局においてコロナの陽性者1名が発生し、県民の皆様にご心配とご不便をおかけしていることを大変重く受け止めている。
- ・行政サービスの低下を招かないように、雇用経済部一丸となって対応する。併せて、部内の感染防止対策を、徹底的に行っていきたいと思っている。
- ・県民の皆様にご迷惑おかけし心苦しいが、よろしく願いたい。

(日沖危機管理統括監)

- ・県民の皆様には、本日(4月26日)から5月5日まで、できる限り来庁を控えていただくよう、玄関への張り紙等でご案内をさせていただく。大変ご不便をおかけするが、よろしく願いたい。

事項4 知事指示事項

(日沖危機管理統括官)

- ・それでは次に知事から指示事項をお願いします。

(鈴木知事)

- ・改めて、大変重要な局面に来ているので、この指示事項や今回の対策について、総力を挙げて取り組んでほしい。
- ・1点目、4月19日の「緊急警戒宣言」発出以降も重症者用病床使用率が高い状況が続き、新規感染者数も増加していることから、本日「緊急警戒宣言」を抜本的に強化し、営業時間短縮要請など実質的にまん延防止等重点措置ともいえる強い措置を講じることを決定した。県民・事業者の皆様に対し今まで以上に厳しい要請を行うことになるため、速やかに周知するとともに、その効果を確実に発現させるため、県として総力を挙げ、市町や関係機関と緊密に連携し、高い緊張感を持って取り組むこと。
- ・2点目、「まん延防止等重点措置」の適用要請については、昨日の検討会議での有識者からの意見もふまえ、対象区域や要請時期などについて国と協議を行うこと。
- ・3点目、本日から県内全域の飲食店に対し営業時間短縮の協力を要請する。県民や事業者の皆様のご生活に大きく影響することから、早急かつ確実に県民・事業者の皆様に対し周知し、協力をお願いしますとともに、問い合わせには専用の相談窓口を設け丁寧に対応すること。併せて、見回りによる営業時間短縮への協力状況の確認を実施することから、体制を整備するとともに、事業者への周知を確実にを行うこと。
- ・4点目、本県での営業時間短縮協力要請に加え、東京都や大阪府などへの緊急事態宣言の発出、各県へのまん延防止等重点措置の適用により、あらゆる業種の中小企業・小規模企業に影響が出ると予想される。早急に緊急経済会合を開催し、事業者への有効な支援策を速やかに実施すること。
- ・5点目、感染の拡大や重症患者の増加が継続している中、一般医療へも影響が及びつつある。医療機関等との連携を密にし、追加病床の確保等、医療提供体制の強化を図ること。また、医療機関の負担軽減を図るため、引き続き、宿泊療養施設のさらなる活用を図るとともに、新たな施設を確保すること。
- ・6点目、県内においても、感染力が強く、重症化しやすいと指摘されている変異株への置き換わりが進んでいる。引き続き変異株スクリーニング検査を行い、陽性者が確認された時は、迅速に感染拡大防止に努めるとともに、県民の不安を解消するよう速やかに情報提供を行うこと。
- ・7点目、感染者の急増やクラスターの発生に起因した感染の広がりを早期に食

い止めるため、接触機会等の感染経路の特定に至るまでであっても、感染者が発生した集団等との関連性が疑われる他の集団等に対しては、戦略的かつ機動的に検査を行うこと。

- ・ 8 点目、外国人住民の方々に対しては、言語の問題や文化の違いなどから行政が発信した情報が届かないということのないように、多言語での注意喚起など、様々なツールを用いて周知を行うこと。また、感染者発生時には通訳派遣なども含め迅速に対応し、感染者の不安解消及び感染拡大防止に努めること。
- ・ 9 点目、事業所内におけるクラスターが多数発生している。従業員の健康管理や、食堂・喫煙所など執務スペース以外も含めた感染防止対策の徹底について改めて周知すること。また、感染防止対策を実施しようとする事業者への支援策について、早急に実施できるよう取り組むこと。

- ・ 10 点目、社会福祉施設は一般事業所に比べ、クラスター発生時に社会に与える影響が大きいことから、関係部局はもちろんのこと、全部局が様々な知見を活用し、支援策を検討すること。

特に、四日市市内でクラスターが発生した障害児者の施設については、職員の皆さんが大変苦勞されていると聞いている。関係する部局はあらゆる方面で支援し、感染拡大の防止、不安の解消等に徹底して取り組むこと。

- ・ 11 点目、飲食の場に限らず、人が集まる施設はどこでも感染拡大の恐れがあることから、各部局においては改めて、所管する団体に対し、業種別ガイドラインの遵守や、感染防止対策の徹底について改めて周知すること。
- ・ 12 点目、県独自の接触確認システムである「安心みえる LINE」は、不特定の来客があるような店舗では特に効果を発揮するものであることから、各部局においては、所管する団体に対し「安心みえる LINE」の積極的な活用をお願いすること。
- ・ 13 点目、県職員の感染が新たに判明したところである。各部局においては、改めて感染防止対策を徹底するとともに、関係部局においては、県民サービスの低下を招かないよう努めること。
- ・ 14 点目、感染された方やその家族、医療従事者などが、不当な差別や偏見、いじめを受けることは決してあってはならない。引き続きあらゆる機会を活用し、呼びかけるとともに相談対応に取り組むこと。また、シトラスリボンプロジェクトの趣旨に多くの県民の皆様に賛同いただき、取組の輪が広がるよう啓発に努めること。

(日沖危機管理統括監)

- ・ 各部局において、指示事項に基づいた適切な対応を行うこと。
- ・ 以上で第 33 回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議を終了する。

